

令和5年第7回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年7月4日（火）午後2時00分から午後2時50分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、若尾 英夫、可児 博恭、 玉木 武義、奥村 武司、奥村 富雄、栗本 京治、樋口 孝男、中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、奥村 松市、 奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	奥村 久光、伊藤 卓、鈴木 好則
事務局	局長 渡辺勝彦、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、主事 山田早希
議案	第30号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第32号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和5年第7回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、5番、奥村久光委員、10番、伊藤卓委員から欠席届が提出されておりますので、12名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、6番、鈴木好則委員から欠席届が提出されておりますので、8名です。 これより令和5年第7回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、11番奥村富雄委員、12番栗本京治委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 なお、受付番号2番の案件が、日程第3、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号3番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。 また、受付番号3番の案件も、同じく日程第3、議案第31号、農地法第5条の受付番号6番、7番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第2、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転1件、賃借権の設定1件、交換による所有権移転1件の合計3件です。

受付番号1番は、土田の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は自宅に隣接する申請地を取得して新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、日程第3、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用申請に対する意見についての受付番号3番と関連しますので、併せて説明します。

坂戸の方の死亡者相続人他2名と美濃加茂市の法人との間における賃借権の設定での3条許可及び5条での一時転用許可を求めるものです。

塩地内において、賃借人は申請地に支柱を立てて上部では太陽光発電設備を設置し、下部農地ではギボウシの栽培により営農をするとのことです。太陽光パネルの下部部分を農地として利用することから3条で地上権の設定の許可を求め、太陽光パネルの支柱を建てることに対しては、5条で一時転用の許可を求めるものです。

詳細については、資料のとおりです。

立地基準は、農振農用地ですが、農振除外はせず、営農型太陽光発電設備に伴う一時的な支柱設置の利用であるとして、一時転用が認められるもので、3年毎に5条の一時転用の更新が必要で、今回は9年経過による3回目の更新に伴う一時転用許可申請です。

受付番号3番は、広見の方と広見の方との間における交換による所有権移転です。

広見地内において、譲受人は自らが所有する農地に隣接する申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

この案件は、5条の受付番号6番及び7番との同時申請となっていますので、併せて説明します。

5条、受付番号6番は、広見の方と瑞穂市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については、資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

敷地の一部を既に宅地として使用していたため、始末書が提出されています。

5条、受付番号7番は、広見の方と広見の方が、交換による所有権移転で農地転用許可

を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については、資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の案件のうち、3条の案については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

また、5条の案件については、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、土田お願いします。

小林委員 農業委員4番の小林から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、土田上町地内にある畑です。譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して営農の効率化を図ることができ、問題ないと思います。

議長 受付番号2番及び5条、受付番号3番、塩をお願いします。

若尾委員 農業委員6番の若尾から現地確認の報告をします。

受付番号2番及び5条受付番号3番は同一場所に関連がありますので、一緒に説明します。申請地は、塩地内にある農振農用地です。平成26年に太陽光発電設備を設置するため、3条と5条の一時転用で許可を得た農地の更新申請です。

下部農地でのギボウシの育成は順調であり、草刈等、管理もされており、更新として許可することは、問題ないと思います。

議長 受付番号3番及び5条、受付番号6番、7番、広見をお願いします。

樋口委員 農業委員13番の樋口から現地確認の報告をします。

受付番号3番及び5条受付番号6番、7番は同一場所に関連がありますので、一緒に説明します。申請地は、中部中学校より南西へ300m位にある農地です。現在の住宅を解体して、新たに一般個人住宅を建築するため、北側へ敷地を拡張する計画となり、農地を3条と5条の交換により取得し、親の所有地に使用貸借権を設定して既存宅地と一体利用地として利用されます。既存宅地を利用するため、上下水道とも利用可能で、雨水は既設の道路側溝への排水で、転用されても、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第30号及び議案第31号、受付番号3番、6番及び7番について、それぞれ原案のとおり許可及び許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 30 号は原案のとおり許可することに、議案第 31 号、受付番号 3 番、6 番及び 7 番については、許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 3、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号 1 番、2 番、4 番 5 番及び 8 番から 10 番を議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 3、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 8 件、使用貸借権の設定 1 件、賃借権の設定 1 件の合計 10 件です。

受付番号 1 番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用地して一般個人住宅、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号 2 番は、土田の方と岐阜市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、2 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 3 番は、審議済みです。

受付番号 4 番は、塩の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、8 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 1 種農地となります。

日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法による申請が提出済みです。

令和 5 年 2 月 27 日に農振除外されています。

受付番号 5 番は、柿田の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿田地内で、3 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。
その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのこと。
昭和40年頃に敷地の一部を埋め立て農業用倉庫敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

令和3年8月17日に農振除外されています。

受付番号6番、7番は、審議済みです。

受付番号8番は、下恵土の方外1名と名古屋市昭和区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して、葬儀場を建築するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのこと。

受付番号9番は、下恵土の方と愛知県春日井市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのこと。

受付番号10番は、中恵土の方と大森の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、建築条件付きで6区画に宅地分譲するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのこと。

開発協議が必要な案件で、都市計画法による申請が提出済みです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、下恵土お願いします。

中 村 委 員

農業委員3番の中村が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、JAめぐみの下恵土支店北にある農地で、一般個人住宅の駐車場を整備するための転用申請です。周囲に農地は無く、雨水は自然浸透で、転用されても問題ないと思います。

議 長

受付番号2番、土田お願いします。

佐 橋 委 員

推進委員2番の佐橋が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、土田渡地内の農地で、2区画に宅地分譲する申請です。

隣地所有者への説明も済みであり、周囲にはコンクリートブロックを積み雨水の流出防止をされます。雨水は道路側溝への排水です。上下水道とも整備されており、転用されて

議 長	も問題ないと思います。
若 尾 委 員	<p>受付番号 3 番は審議済みです。</p> <p>受付番号 4 番、塩お願いします。</p> <p>農業委員 6 番の若尾が受付番号 4 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 4 番は、塩のガソリンスタンド西の農地で、8 棟の建売分譲住宅を建築する転用申請です。令和 5 年 2 月 27 日に農振除外されており、隣地所有者への説明、土地改良区の同意、排水同意等もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、開発協議も提出されており、転用されても問題ないと思います。</p>
議 長 栗 本 委 員	<p>受付番号 5 番、柿田お願いします。</p> <p>農業委員 12 番の栗本が受付番号 5 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 5 番は、柿田の国道 21 号線、道の駅可児ッテの東の農地で、3 棟の分譲住宅を建築する転用申請です。令和 3 年に農振除外をされてから時間がすぎているますが、隣接者への説明、土地改良区の同意、排水同意もあり、雨水は新設の側溝を設けて排水され、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。</p>
議 長 樋 口 委 員	<p>受付番号 6 番、7 番は審議済みです。</p> <p>受付番号 8 番、広見お願いします。</p> <p>農業委員 13 番の樋口が受付番号 8 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 8 番は、広見田白地内の旧 248 号線田白交差点に隣接する空き家になっていた宅地と耕作放棄された農地を転用して、葬儀場を建築する申請です。</p> <p>周囲には、コンクリートブロックを設置し、土砂、雨水の流出を防止し、隣接者への説明も済んでいます。既設宅地を利用されるため、上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水としていて、転用されても問題ないと思います。下流側に農地が残るため用水の確保が必要で、迂回水路を確保されます。</p>
議 長 三 宅 委 員	<p>受付番号 9 番、10 番、中恵土お願いします。</p> <p>推進委員 9 番の三宅が受付番号 9 番、10 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 9 番は、中恵土上野地区の不耕作の農地で、売買により取得して一般個人住宅を建築される申請です。周囲はコンクリートブロックを設置され、隣接者への説明も済んでいます。上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水で、転用されても問題ないと思います。</p> <p>受付番号 10 番は、中恵土新田地内の不耕作の農地で、自宅隣接地を売却して、転用事業者が建築条件付きで 6 区画に宅地分譲される申請です。隣接地に農地はありません。</p> <p>上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水で、転用されても問題ないと思います。</p>
議 長	只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。
大 澤 委 員	受付番号 8 番の案件について、周囲にコンクリートブロックを設置と報告されましたが、高さや強度について大丈夫でしょうか。擁壁の設置が必要ではないでしょうか。
事 務 局	申請内容では、擁壁またはコンクリートブロックを設置としてあり、状況により擁壁を設置されることも検討されております。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 31 号、受付番号 1 番、2 番、4 番、5 番及び 8 番から 10 番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 31 号、受付番号 1 番、2 番、4 番、5 番及び 8 番から 10 番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 32 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 4、議案第 32 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について説明します。今月の申請は、1 件です。

受付番号 1 番は、大森の方が所有する大森地内の畑です。

該当農地は、平成 25 年頃まで耕作していましたが、以降、耕作しておらず、山林化し、現在に至るとのことです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。

奥村（松）委員 受付番号 1 番、大森お願いします。

推進委員 7 番の奥村が、受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、平成 25 年頃以降、耕作されておらず、山林化しており、非農地として問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 32 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 32 号は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の 6 月指導分について報告します。

別添資料 1 をご覧ください。（件数 17 件）

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 6 月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の6月届出分です。

別添資料2をご覧ください。(件数1件)

4. 6月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

4件の届出がありました。

田 5筆 4,150.00 m² 畑 19筆 3,189.38 m² 合計 24筆 7,347.38 m²

5. 委員交代時の願等について

別添資料3で説明、お願い。

6. 今後の日程について説明します。

令和5年第8回農業委員会総会(辞令交付式等)は、7月20日木曜日午後1時30分から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

次回の現地確認は8月1日の火曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和5年第9回農業委員会総会は、令和5年8月4日金曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

事務局 長

3年の任期満了に伴うお礼と今後も協力をお願いの挨拶

議 長

これをもちまして、令和5年第7回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。